

# 竹島に関する英文説明資料 (1947 年外務省作成) をめぐって



塚本 孝  
(東海大学法学部教授)

## はしがき

- 1 英文説明資料作成提出の経過
- 2 領土関係の英文説明資料
- 3 竹島に関する説明の内容
- 4 平和条約起草過程と竹島に関する英文説明資料
- 5 評価

## はしがき

本年 (2014 年) 1 月 6 日、『山陰中央新報』が「竹島 江戸時代地図添付し GHQ 説得——1947 年外務省提出文書——講和条約 米の領土判断に影響か」という見出しの記事を掲載した。この記事は、同新聞社による長久保赤水「改正日本輿地路程全図」に関する取材の一環として掲載されたものであり、“1947 年外務省提出文書” も以前から知られていたものである。しかし、“講和条約” (サンフランシスコ平和条約) をめぐっては、近年、条約で竹島が韓国領と規定されなかったのは日本がロビー活動をしたからであるというような議論が行われる<sup>1</sup>。本稿は、上記記事で取り上げられた外務省作成資料がそのような議論に結びつけられる可能性があることにかんがみ、当該資料に関する客観的な情報を提供しようとするものである。

## 1 英文説明資料作成提出の経過

日本政府は、終戦後、来るべき講和に向けた準備を行った。その一つに、平和条約に盛り込まれる条項を想定して関係の事実・数値、過去の

<sup>1</sup> 塚本孝「対日平和条約と竹島の法的地位」『島嶼研究ジャーナル』2 巻 1 号 (2012.10) pp.40-53 参照。

経緯などを説明する英文資料の作成があった。吉田茂元総理の回想によれば、「実地に日本を見ている総司令部向きのものよりも、日本の実情に比較的疎い米本国政府向きのもの」にすることを念頭に、1946(昭和21)年秋頃から英文説明資料の作成が始まった。領土問題に関する資料は、「最も力を入れた資料の一つ」で、「沖縄、小笠原や樺太、千島、歯舞、色丹等の地域につき歴史的、地理的、民族的、経済的のあらゆる見地から、これらが如何に日本と不可分の領土であるかを詳細に陳述」したものであった。当初、米国の資料を受け付けるか危惧されたが、1948年から総司令部外交局の好意によりワシントンへ送る途が開かれた。英文説明資料はワシントンで良い参考資料だと評価され、好反響に力を得て「日本の人口問題、戦争被害、生活水準、賠償、海運、漁業問題等々数十冊、数十万語に及ぶ資料」が作成された<sup>2</sup>。

GHQ 経由で英文説明資料をワシントンに送る途が開かれた経緯について、外務省条約局長として講和準備に携わった西村熊雄氏は、次のようなエピソードを紹介している。すなわち、1947年12月に外務省の「平和条約の連合案(想定)とわが方希望案の比較」と題する文書が漏れて米国の週刊誌に掲載された。外務次官がGHQ 民生局ホイットニー少将に陳謝に出向くと、少将は、敗戦国政府が平和会議の準備をすることは当然である、しかし新聞記者にスクープされるようなことはするな、言いたいことがあれば持って来い、ワシントンに取り次いでやると言ってくれた。それまで個人的ルートで内密に提出していた説明資料が、爾後外交局を通じワシントンに送付してもらえる機縁となった<sup>3</sup>。

## 2 領土関係の英文説明資料

上記英文説明資料のうち、領土を取り扱うものに、*Minor islands adjacent to Japan proper, part I, II, III, IV* と題する小冊子がある。I は千島列島、歯舞諸島及び色丹 The Kurile Islands, the Habomais and Shikotan, 1946.11, II は琉球及び他の南西諸島 Ryukyu and other Nansei Islands, 1947.3, III は小笠原諸島・火山列島 The Bonin Islands

Group, the Volcano Islands Group, 1947.3, IV は太平洋の諸小島・日本海の諸小島 Minor Islands in the Pacific, Minor Islands in the Japan Sea, 1947.6 である。これらは、現在米国の国立公文書館で閲覧に供されており、日本国内においてもマイクロフィルムで読むことができる<sup>4</sup>。

このうち、竹島に関する記述を含むものは、IVである。標題の諸小島という言葉は、ポツダム宣言の第8項(…日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ)に由来する。すなわち、本州・九州・四国・北海道の法的地位に変動は予定されないものの、それ以外の島については日本が保持するもの、日本から分離するものを連合国が決定できることになったため、来歴等を説明しておく必要があったのである。この第IV部は、米国立公文書館の国務省文書メインファイルに、GHQ 外交局=合衆国駐日政治顧問(United States Political Advisor for Japan. 国務省の出先機関。日本は独立を失っていたので外交使節団の受けがなかった)の用箋にタイプ打ちされた本省への送り状が付いた形で保存されている<sup>5</sup>。1947年9月23日付けの送り状には、1947年2月26日に送った第I部、7月14日に送った第II部に続き第IV部を20冊送るとある<sup>6</sup>。英文説明資料がGHQを通じて国務省へ届いていたことが確認される。

なお、西村氏によれば、この4冊の小冊子の後、領土関係で更に南千島・歯舞・色丹(1949.4)、樺太(1949.1)、対馬(1949.7)の各英文説明資料が作成されている<sup>7</sup>。

4 I は、米国立公文書館 NARA, RG331, GHQ/SCAP Records, Legal Section, Administrative Division, Miscellaneous File, 1945-48, Box 1307, Folder 5 <国立国会図書館でのマイクロフィルム請求記号 LS 23645-23646>, II 及び III は、NARA, RG331, GHQ/SCAP Records, Legal Section, Office of the Chief, Miscellaneous File (Various Divisions), 1942-51, Box 893, Folder 22 <同 LS00502-00503>, IV は、民間出版社のマイクロフィルムがある。Records of the U.S. Department of State relating to the internal affairs of Japan, 1945-1949: Dept. of State decimal file 894, Willington: Scholarly Resources, Inc., Roll 6, 0539-0555 コマ <同 SIJ-3>.

5 NARA, RG59, Decimal File 894.014/9-2347. ちなみに百の位の8は各国の国内事情、94は日本、小数点以下の014は領土関係、9-23は文書の日付、47は年を表している。マイクロフィルムは註4へ。

6 註4の Scholarly Resources 社マイクロフィルム, Roll 6, 0538 コマ。

7 西村 前掲書(註3) p.46.

2 吉田茂『回想十年』新潮社, 1957, pp.25-26.

3 西村熊雄『サンフランシスコ平和条約』鹿島研究所出版会, 1971(日本外交史27), pp.40-43.